

令和3年度山形県一般会計予算

令和3年度山形県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ682,343,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、90,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県	税	104,500,000
	1 県 民 税	32,847,000
	2 事 業 税	18,907,000
	3 地 方 消 費 税	24,308,000
	4 不 動 産 取 得 税	1,815,000
	5 県 た ば こ 税	1,066,000
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	110,000
	7 軽 油 引 取 税	8,800,000
	8 自 動 車 税	16,500,000
	9 鉱 区 税	2,000
	10 狩 猟 税	3,000
	11 産 業 廃 棄 物 税	140,000
	12 旧 法 に よ る 税	2,000
2 地 方 消 費 税 清 算 金		49,500,000
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	49,500,000
3 地 方 譲 与 税		14,354,407
	1 特 別 法 人 事 業 譲 与 税	11,500,000
	2 地 方 揮 発 油 譲 与 税	2,520,000
	3 石 油 ガ ス 譲 与 税	100,000

(単位：千円)

款	項	金額
	4 自動車重量譲与税	100,000
	6 森林環境譲与税	81,407
	7 航空機燃料譲与税	53,000
4 地方特例交付金		700,000
	1 地方特例交付金	700,000
5 地方交付税		177,200,000
	1 地方交付税	177,200,000
6 交通安全対策特別交付金		330,000
	1 交通安全対策特別交付金	330,000
7 分担金及び負担金		2,360,294
	1 分担金	1,658,957
	2 負担金	701,337
8 使用料及び手数料		6,933,486
	1 使用料	4,740,301
	2 手数料	65,821
	3 県証紙収入	2,127,364
9 国庫支出金		82,925,051
	1 国庫負担金	28,861,844
	2 国庫補助金	52,518,048
	3 委託金	1,545,159

(単位：千円)

款	項	金額
10 財産収入		1,459,938
	1 財産運用収入	430,508
	2 財産売却収入	1,029,430
11 寄附金		1,638,782
	1 寄附金	1,638,782
12 繰入金		21,766,643
	1 特別会計繰入金	1,044,592
	2 基金繰入金	20,222,051
	3 公営企業繰入金	500,000
14 諸収入		146,450,599
	1 延滞金、加算金及び過料等	95,711
	2 県預金利子	545
	3 公営企業貸付金元利収入	11,600,000
	4 貸付金元利収入	126,130,411
	5 受託事業収入	593,495
	6 収益事業収入	1,931,554
	8 雑収入	6,098,883
15 県債		72,223,800
	1 県債	72,223,800
歳入合計		682,343,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 議 会 費		1,120,555
	1 議 会 費	1,120,555
2 総 務 費		32,509,296
	1 総 務 管 理 費	16,300,254
	2 企 画 費	6,382,541
	3 徴 税 費	6,596,527
	4 市 町 村 振 興 費	813,193
	5 選 挙 費	877,018
	6 防 災 費	932,983
	7 統 計 調 査 費	340,379
	8 人 事 委 員 会 費	128,822
	9 監 査 委 員 費	137,579
3 民 生 費		79,297,648
	1 社 会 福 祉 費	54,993,229
	2 児 童 福 祉 費	22,438,991
	3 生 活 保 護 費	1,777,450
	4 災 害 救 助 費	87,978
4 衛 生 費		36,901,587
	1 公 衆 衛 生 費	16,754,680
	2 環 境 衛 生 費	2,836,978

(単位：千円)

款	項	金額
	3 保 健 所 費	1,612,544
	4 医 薬 費	15,697,385
5 勞 働 費		2,162,042
	1 勞 政 費	1,071,557
	2 職 業 訓 練 費	758,440
	3 失 業 対 策 費	259,220
	4 勞 働 委 員 会 費	72,825
6 農 林 水 産 業 費		40,173,666
	1 農 業 費	12,205,707
	2 畜 産 業 費	1,103,983
	3 農 地 費	19,089,387
	4 林 業 費	6,431,918
	5 水 産 業 費	1,342,671
7 商 工 費		133,131,696
	1 商 業 費	126,458,046
	2 工 鉱 業 費	5,574,893
	3 観 光 費	1,098,757
8 土 木 費		57,402,599
	1 土 木 管 理 費	3,486,919
	2 道 路 橋 り よ う 費	32,180,254

(単位：千円)

款	項	金額
	3 河川海岸費	13,903,819
	4 港湾費	2,509,381
	5 都市計画費	4,008,855
	6 住宅費	1,313,371
9 警察費		26,790,251
	1 警察管理費	25,115,686
	2 警察活動費	1,674,565
10 教育費		111,954,087
	1 教育総務費	12,868,275
	2 小学校費	38,138,656
	3 中学校費	21,931,496
	4 高等学校費	26,679,222
	5 特別支援学校費	9,237,760
	6 大学費	1,312,247
	7 社会教育費	1,031,888
	8 保健体育費	754,543
11 災害復旧費		9,767,824
	1 農林水産施設災害復旧費	1,162,249
	2 公共土木施設災害復旧費	8,605,575
12 公債費		88,310,063

(単位：千円)

款	項	金額
	1 公 債 費	88,310,063
13 諸 支 出 金		62,771,686
	2 公 営 企 業 貸 付 金	11,600,000
	3 地 方 消 費 税 清 算 金	23,881,000
	4 利 子 割 交 付 金	97,339
	5 配 当 割 交 付 金	243,539
	6 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	364,122
	7 法 人 事 業 税 交 付 金	1,237,100
	8 地 方 消 費 税 交 付 金	24,884,000
	9 ゴルフ場利用税交付金	74,387
	10 環 境 性 能 割 交 付 金	389,929
	11 利 子 割 精 算 金	270
14 予 備 費		50,000
	1 予 備 費	50,000
歳 出	合 計	682,343,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
パートタイム会計年度任用職員システム改修業務委託契約	令和3年度から 令和4年度まで	4,000千円
蔵王ダム配電線等撤去工事請負契約	令和3年度から 令和4年度まで	12,000千円
山形県自動車税種別割クレジット収納関係業務委託契約	令和3年度から 令和4年度まで	1,000千円
鉄道駅バリアフリー対策事業	令和3年度から 令和4年度まで	45,000千円
ドクターヘリ運航業務委託契約	令和3年度から 令和4年度まで	232,000千円
こども医療療育センター医療情報システム更新業務委託契約	令和3年度から 令和4年度まで	303,000千円
公益財団法人山形県企業振興公社に対する損失補償	令和3年度から 令和14年度まで	123,000千円
新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給	令和3年度から 令和6年度まで	令和3年度融資総額10,000,000千円の融資残高に対し、年1.6パーセント以内の割合で計算した額
企業立地促進事業	令和3年度から 令和4年度まで	163,000千円
離転職者職業訓練事業	令和3年度から 令和4年度まで	10,000千円
山形県郷土館及び県政史緑地管理運営業務	令和3年度から 令和8年度まで	514,000千円
新農業情報ポータルサイト構築業務委託契約	令和3年度から 令和4年度まで	12,000千円
農業近代化資金利子補給	令和3年度から 令和24年度まで	令和3年度融資総額1,000,000千円の融資残高に対し、年1.3パーセント以内の割合で計算した額

事 項	期 間	限 度 額
農業経営負担軽減支援資金利子補給	令和3年度から 令和19年度まで	令和3年度融資総額 100,000千円の 融資残高に対し、年 1.3パーセント 以内の割合で計算した額
漁業近代化資金利子補給	令和3年度から 令和24年度まで	令和3年度融資総額 180,000千円の 融資残高に対し、年 1.3パーセント 以内の割合で計算した額
公益財団法人やまがた農業支援センターの農地売買等支援事業に対する損失補償	令和3年度から 令和8年度まで	公益社団法人全国農地保有合理化協会からの借入元金 380,000千円のうち未償還元金に相当する額
県営地域用水環境整備事業水車及び発電機製作・据付工事請負契約	令和3年度から 令和5年度まで	200,000千円
令和3年度における日本政策金融公庫（以下「甲」という。）のやまがた森林と緑の推進機構（以下「乙」という。）に対する造林資金貸付金に係る損失補償	甲が乙に貸付けた日から甲が補償の履行日として指定する日まで	甲からの借入元金 50,774千円のうち、最終償還期限到来後10箇月の期間満了の日（以下「損失確定日」という。）を経過してなお弁済されない元利金相当額（延滞金及び損失確定日以後の利子を含む。）
森林整備活性化資金利子補給	令和3年度から 令和33年度まで	令和3年度融資総額 20,310千円の融資残高に対し、年 1.6パーセント以内の割合で計算した額
山形県県民の森管理運營業務	令和3年度から 令和6年度まで	107,000千円
山形県源流の森管理運營業務	令和3年度から 令和6年度まで	132,000千円
山形県土地開発公社の融資に対する債務保証	令和3年度から 令和4年度まで	30,000千円
山形県都市公園（健康の森公園、最上中央公園）管理運營業務	令和3年度から 令和8年度まで	190,000千円
街路整備事業に係る用地取得、物件移転及び損失補償契約	令和3年度から 令和4年度まで	40,000千円

事 項	期 間	限 度 額
一般国道 287 号道路改築事業米沢北バイパス橋梁（仮称）上部工工事請負契約	令和 3 年度から 令和 4 年度まで	430,000千円
主要地方道山形山寺線道路施設長寿命化対策事業高瀬川橋上部工工事請負契約	令和 3 年度から 令和 4 年度まで	450,000千円
主要地方道大江西川線道路施設長寿命化対策事業月布橋上部工工事請負契約	令和 3 年度から 令和 4 年度まで	250,000千円
主要地方道米沢飯豊線道路施設長寿命化対策事業中津川橋橋梁補修工事請負契約	令和 3 年度から 令和 4 年度まで	500,000千円
一般県道余目松山線道路施設長寿命化対策事業庄内橋橋梁下部工工事請負契約	令和 3 年度から 令和 6 年度まで	1,000,000千円
道路除雪作業等業務委託契約	令和 3 年度から 令和 4 年度まで	530,000千円
河川維持修繕業務委託契約	令和 3 年度から 令和 4 年度まで	20,000千円
山形空港除雪業務委託契約	令和 3 年度から 令和 4 年度まで	2,000千円
庄内空港除雪業務委託契約	令和 3 年度から 令和 4 年度まで	1,000千円
山形の家づくり・やまがた中古住宅利子補給	令和 3 年度から 令和 14 年度まで	令和 3 年度融資総額 5,025,000千円の融資残高に対し、年 0.4パーセント又は 0.5パーセントの割合で計算した額
県営住宅（南山形アパート 4 号棟）改善工事請負契約	令和 3 年度から 令和 4 年度まで	128,000千円
財務会計システム改修業務委託契約	令和 3 年度から 令和 4 年度まで	12,000千円

事 項	期 間	限 度 額
山形県立庄内総合高等学校既存校舎改修等工事請負契約	令和 3 年度 から 令和 4 年度 まで	55,000千円
山形県立庄内中高一貫校（仮称）基本・実施設計業務委託契約	令和 3 年度 から 令和 4 年度 まで	91,000千円
山形県朝日少年自然の家管理運営業務	令和 3 年度 から 令和 8 年度 まで	200,000千円
山形県金峰少年自然の家及び海浜自然の家管理運営業務	令和 3 年度 から 令和 7 年度 まで	284,000千円
自動車保管場所管理システム業務端末等賃貸借及び保守サービス契約	令和 3 年度 から 令和 8 年度 まで	12,000千円
警察移動無線通信システム整備事業	令和 3 年度 から 令和 4 年度 まで	268,000千円

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
臨時財政対策	千円 30,700,000	借入先との協定による。	借入先との協定による。	借入先の貸付条件による。ただし、財政上の都合により償還年限を短縮し、又は低利債に借り替えることができる。
総合研修センター整備事業	2,500			
消防学校整備事業	12,500			
郷土館整備事業	2,100			
社会福祉施設等整備事業	1,059,400			
地域介護・福祉空間整備事業	310,900			
自然公園整備事業	11,700			
自然公園災害復旧事業	2,300			
山形大学重粒子線がん治療装置開発整備事業	550,000			
病院建設改良資金貸付事業	459,000			
産業技術短期大学校整備事業	11,900			
農林公共事業	4,388,500			
公共農林災害復旧事業	4,700			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円			
林道施設災害復旧事業	3,800			
農林災害復旧事業	1,300			
農林大学校整備事業	900			
農林業専門職大学整備事業	204,500			
農業経営高度化支援事業	5,900			
森林研究研修センター整備事業	8,600			
工業試験場整備事業	24,300			
高度技術研究開発センター整備事業	32,600			
土木公共事業	16,886,100			
県営住宅建設事業	76,100			
公共土木災害復旧事業 (現年)	1,883,400			
公共土木災害復旧事業 (過年)	527,600			
国直轄災害復旧事業	1,448,000			
土木施設災害復旧事業	343,800			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円			
都市公園整備事業	207,000			
山形空港施設整備事業	151,400			
河川等整備事業	250,900			
自然災害防止事業	654,900			
地方道路等整備事業	4,470,200			
緊急防災・減災事業	778,600			
公共施設等適正管理推進事業	1,667,100			
緊急自然災害防止対策事業	2,750,200			
緊急浚渫推進事業	662,000			
学校教育施設等整備事業	62,000			
社会教育施設整備事業	72,200			
高等学校整備事業	660,600			
交通安全施設整備事業	256,800			
警察庁舎整備事業	617,500			

令和3年度山形県公債管理特別会計予算

令和3年度山形県の公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ154,932,816千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		88,139,816
	1 一 般 会 計 繰 入 金	88,139,816
4 県 債		66,793,000
	1 県 債	66,793,000
歳 入 合 計		154,932,816

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 公 債 費		154,932,816
	1 公 債 費	154,932,816
歳 出 合 計		154,932,816

令和3年度山形県市町村振興資金特別会計予算

令和3年度山形県の市町村振興資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,407,284千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
2 諸 収 入		1,407,284
	1 貸 付 金 元 利 収 入	1,407,284
歳 入 合 計		1,407,284

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 市町村振興資金貸付金		1,407,284
	1 貸 付 金	700,000
	2 貸 付 事 務 費	995
	3 公 営 企 業 償 還 金	2,096
	4 繰 出 金	704,193
歳 出 合 計		1,407,284

令和3年度山形県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

令和3年度山形県の母子父子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ89,905千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		5,008
	1 一 般 会 計 繰 入 金	5,008
2 繰 越 金		37,559
	1 繰 越 金	37,559
3 諸 収 入		47,338
	1 貸 付 金 元 利 収 入	33,249
	2 雑 入	14,089
歳 入 合 計		89,905

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉資金貸付費		89,905
	1 貸 付 金	48,196
	2 貸 付 事 務 費	8,998
	3 償 還 金	21,613
	4 繰 出 金	11,098
歳 出 合 計		89,905

令和3年度山形県国民健康保険特別会計予算

令和3年度山形県の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ94,207,583千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		26,735,942
	1 負 担 金	26,735,942
2 国 庫 支 出 金		24,764,684
	1 国 庫 負 担 金	17,121,178
	2 国 庫 補 助 金	7,643,506
3 諸 収 入		37,281,310
	2 預 金 利 子	36
	4 雑 入	37,281,274
4 繰 入 金		5,425,647
	1 一 般 会 計 繰 入 金	5,425,647
歳 入 合 計		94,207,583

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 国民健康保険事業費		94,207,583
	1 事業費支出金	94,151,205
	3 基金積立金	36
	4 保健事業費	50,000
	5 一般管理費	6,342
歳 出	合 計	94,207,583

令和3年度山形県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算

令和3年度山形県の小規模企業者等設備導入資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ520,827千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
3 繰 越 金		214,639
	1 繰 越 金	214,639
4 諸 収 入		183,688
	1 貸 付 金 元 利 収 入	172,180
	2 預 金 利 子	71
	3 雑 入	11,437
5 県 債		122,500
	1 県 債	122,500
歳 入 合 計		520,827

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 小規模企業者等設備導入貸付費		520,827
	1 貸 付 金	188,717
	2 貸 付 事 務 費	5,913
	3 償 還 金	226,197
	4 繰 出 金	100,000
歳 出 合 計		520,827

第2表 地 方 債

起債の目的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
小規模企業者等設備貸与事業貸付金	千円 122,500	証 書 借 入	独立行政法人中小企業基盤整備機構の貸付条件による。	独立行政法人中小企業基盤整備機構の貸付条件による。

令和3年度山形県土地取得事業特別会計予算

令和3年度山形県の土地取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ592,341千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
2 財 産 収 入		538,671
	1 財 産 売 払 収 入	531,485
	2 財 産 運 用 収 入	7,186
3 繰 入 金		53,500
	1 一 般 会 計 繰 入 金	53,500
4 諸 収 入		170
	1 雑 入	170
歳 入	合 計	592,341

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
2 酒田北港地区用地取得事業費		553,651
	1 用地取得事業費	298,571
	3 開発管理費	55,080
	4 繰出金	200,000
5 公債費		38,690
	1 公債費	38,690
歳出合計		592,341

令和3年度山形県農業改良資金特別会計予算

令和3年度山形県の農業改良資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ68,329千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
貸付勘定
歳入

(単位：千円)

款	項	金額
3 諸 収 入		52,563
	1 貸 付 金 元 利 収 入	52,443
	2 雑 入	120
4 繰 越 金		14,337
	1 繰 越 金	14,337
歳 入 合 計		66,900

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 農業改良資金貸付費		161
	2 償 還 金	107
	3 繰 出 金	54
2 就農支援資金貸付費		66,739
	2 償 還 金	44,492
	3 繰 出 金	22,247
歳 出 合 計		66,900

業務勘定
歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 繰入金		1,429
	1 一般会計繰入金	1,429
歳入合計		1,429

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 業務費		1,429
	1 取扱事務費	1,429
歳出合計		1,429

令和3年度山形県沿岸漁業改善資金特別会計予算

令和3年度山形県の沿岸漁業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ71,723千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

貸付勘定
歳入

(単位：千円)

款	項	金額
3 諸 収 入		1,493
	1 貸 付 金 元 利 収 入	1,493
4 繰 越 金		69,507
	1 繰 越 金	69,507
歳 入 合 計		71,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 沿岸漁業改善資金貸付費		71,000
	1 貸 付 費	50,000
	2 償 還 金	14,000
	3 繰 出 金	7,000
歳 出 合 計		71,000

業 務 勘 定
歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
2 繰 入 金		723
	1 一 般 会 計 繰 入 金	723
歳 入 合 計		723

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 業 務 費		723
	1 取 扱 事 務 費	723
歳 出 合 計		723

令和3年度山形県林業改善資金特別会計予算

令和3年度山形県の林業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ205,338千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
貸付勘定
歳入

(単位：千円)

款	項	金額
3 諸 収 入		35,904
	1 貸 付 金 元 利 収 入	35,904
4 繰 越 金		165,536
	1 繰 越 金	165,536
歳 入 合 計		201,440

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 林 業 改 善 資 金 貸 付 費		201,440
	1 貸 付 費	201,440
歳 出 合 計		201,440

業 務 勘 定
歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
2 繰 入 金		3,898
	1 一 般 会 計 繰 入 金	3,898
歳 入 合 計		3,898

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 業 務 費		3,898
	1 取 扱 事 務 費	3,898
歳 出 合 計		3,898

令和3年度山形県港湾整備事業特別会計予算

令和3年度山形県の港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ554,789千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債

の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 使 用 料		172,853
	1 使 用 料	172,853
3 繰 入 金		201,144
	1 一 般 会 計 繰 入 金	201,144
5 諸 収 入		25,692
	2 雑 入	25,692
6 県 債		155,100
	1 県 債	155,100
歳 入 合 計		554,789

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 管 理 費		150,895
	1 管 理 費	150,895
2 整 備 費		155,199
	1 整 備 費	155,199
3 公 債 費		248,695
	1 公 債 費	248,695
歳 出 合 計		554,789

第2表 地 方 債

起債の目的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
港湾整備事業	千円 155,100	借入先との協定による。	借入先との協定による。	借入先の貸付条件による。 ただし、財政上の都合により償還年限を短縮し、又は低利債に借り替えることができる。

令和3年度山形県流域下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度山形県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | | |
|--------------|---|--------------------------|
| (1) 流域関連市町 | 村山市、天童市、東根市、尾花沢市、河北町、大石田町、南陽市、高畠町、川西町、山形市、上山市、山辺町、中山町、鶴岡市、酒田市、三川町、庄内町 | |
| (2) 年間総処理水量 | | 43,926,282m ³ |
| (3) 一日平均処理水量 | | 120,345m ³ |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 流域下水道事業収益		4,927,974千円
第1項 営業収益		2,370,962千円
第2項 営業外収益		2,557,012千円
	支	出
第1款 流域下水道事業費用		5,444,793千円
第1項 営業費用		5,286,256千円
第2項 営業外費用		158,537千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額586,866千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額79,215千円、当年度分損益勘定留保資金302,528千円、引継金205,123千円で補填するものとする。)

	収	入
第1款 流域下水道事業資本的収入		1,973,236千円
第1項 企業債		540,100千円
第4項 国庫補助金		909,817千円
第5項 他会計補助金		32,378千円
第6項 建設負担金		490,941千円
	支	出
第1款 流域下水道事業資本的支出		2,560,102千円
第1項 建設改良費		1,751,836千円
第2項 資産購入費		224,669千円
第3項 企業債償還金		583,597千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
最上川流域下水道事業（村山処理区） 村山浄化センター建設工事委託契約	令和3年度から 令和4年度まで	591,000千円
最上川流域下水道事業（山形処理区） 山形浄化センター建設工事委託契約	令和3年度から 令和4年度まで	204,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
流域下水道事業	千円 540,100	借入先との協 定による。 工事その他の 都合により翌年 度に繰り延べて 起債することが できる。	借入先と の協定によ る。	借入先の貸付条件による。 ただし、財政上の都合によ り償還年限を短縮し、繰上償 還をし、又は低利債に借り替 えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用の間において相互に流用する場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費

117,152千円

(他会計からの補助金)

第10条 営業費用、営業外費用、建設改良費及び資産購入費の一部に充当するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、602,320千円である。

令和3年度山形県電気事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度山形県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------------------|-------------|
| (1) 年間販売電力量 | 366,197千kWh |
| (2) 主要な建設改良事業 明沢川発電所建設事業 | 165,733千円 |
- (収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 電気事業収益		6,766,962千円
第1項 営業収益		6,509,314千円
第2項 営業外収益		257,648千円
支 出		
第1款 電気事業費用		4,219,231千円
第1項 営業費用		3,919,987千円
第2項 営業外費用		289,244千円
第4項 予備費		10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,087,184千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額197,163千円、過年度分損益勘定留保資金2,390,021千円及び当年度利益剰余金処分類500,000千円で補填するものとする。)

支 出		
第1款 資本的支出		3,087,184千円
第1項 建設改良費		2,368,675千円
第5項 企業債償還金		215,369千円
第7項 繰出金		500,000千円
第9項 その他投資		140千円
第12項 予備費		3,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
白川発電所放流警報装置更新工事請負契約	令和3年度から 令和4年度まで	125,000千円
肘折発電所リニューアル工事用道路設置 工 事 請 負 契 約	令和3年度から 令和4年度まで	51,000千円
明沢川発電所実施設計業務委託契約	令和3年度から 令和4年度まで	69,000千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、600,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|-----------|-----------|
| (1) 職員給与費 | 877,860千円 |
| (2) 交際費 | 340千円 |

(利益剰余金の処分)

第8条 当年度利益剰余金のうち500,000千円は、次のとおり処分するものと定める。

- | | |
|---------|-----------|
| (1) 繰出金 | 500,000千円 |
|---------|-----------|

令和3年度山形県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度山形県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水件数	59件
(2) 年間総給水量	15,533,305m ³
(3) 一日平均給水量	42,557m ³

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 工業用水道事業収益		595,250千円
第1項 酒田工業用水道営業収益		378,566千円
第2項 八幡原工業用水道営業収益		125,610千円
第3項 福田工業用水道営業収益		23,547千円
第5項 営業外収益		67,527千円
	支	出
第1款 工業用水道事業費用		530,027千円
第1項 酒田工業用水道営業費用		382,716千円
第2項 八幡原工業用水道営業費用		106,903千円
第3項 福田工業用水道営業費用		13,541千円
第5項 営業外費用		22,867千円
第7項 予備費		4,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額165,768千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額6,307千円、建設改良積立金12,382千円、過年度分損益勘定留保資金104,197千円及び当年度分損益勘定留保資金42,882千円で補填するものとする。)

	支	出
第1款 資本的支出		165,768千円
第1項 建設改良費		84,107千円
第6項 借入金償還金		79,661千円
第12項 予備費		2,000千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	55,780千円
(2) 交際費	30千円

(たな卸資産購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は、9,966千円と定める。

令和3年度山形県公営企業資産運用事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度山形県公営企業資産運用事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 駐車場事業	年間総駐車台数	89,000台
	一日平均駐車台数	243台
(2) ゴルフ場事業	年間利用者数	30,200人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 資産運用事業収益		169,403千円
第1項 営業収益		138,513千円
第2項 営業外収益		30,890千円

支 出

第1款 資産運用事業費用	144,935千円
第1項 営業費用	141,683千円
第2項 営業外費用	252千円
第4項 予備費	3,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額(翌年度以降の支出の財源に充当する額93,941千円を除く。)が資本的支出額に対し不足する額568,258千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額6,112千円、過年度分固定資産売却代金562,146千円で補填するものとする。)

	収	入
第1款 資本的収入		93,941千円
第6項 貸付金償還金		93,941千円

支 出

第1款 資本的支出	568,258千円
第1項 建設改良費	67,258千円
第2項 投資有価証券	500,000千円
第12項 予備費	1,000千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費		330千円
(2) 交際費		30千円

令和3年度山形県水道用水供給事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度山形県水道用水供給事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給水対象 米沢市、南陽市、高畠町、川西町、山形市、寒河江市、上山市、村山市、天童市、東根市、河北町、西川町、朝日町、大江町、最上川中部水道企業団、新庄市、金山町、真室川町、鶴岡市、酒田市、庄内町
- (2) 年間総給水量 70,911,835m³
- (3) 一日平均給水量 194,279m³

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 水道用水供給事業収益		6,780,948千円
第1項 置賜広域水道営業収益		1,158,563千円
第2項 村山広域水道営業収益		2,267,986千円
第3項 最上広域水道営業収益		444,777千円
第4項 庄内広域水道営業収益		1,955,941千円
第5項 営業外収益		953,681千円
	支	出
第1款 水道用水供給事業費用		6,220,813千円
第1項 置賜広域水道営業費用		1,270,518千円
第2項 村山広域水道営業費用		2,204,949千円
第3項 最上広域水道営業費用		410,727千円
第4項 庄内広域水道営業費用		1,805,028千円
第5項 営業外費用		509,591千円
第7項 予備費		20,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,846,683千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額40,635千円、建設改良積立金361,614千円、過年度分損益勘定留保資金4,444,434千円で補填するものとする。)

	収	入
第1款 資本的収入		8,862千円
第5項 負担金		8,862千円
	支	出
第1款 資本的支出		4,855,545千円
第1項 建設改良費		455,997千円
第2項 投資有価証券		3,300,000千円
第5項 企業債償還金		1,082,128千円
第6項 借入金償還金		14,280千円
第9項 その他投資		140千円

第12項 予 備 費 3,000千円
(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 543,310千円
(2) 交 際 費 50千円

(たな卸資産購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は、148,754千円と定める。

令和3年度山形県病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度山形県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数		1,278床
(2) 年間入院患者延数		366,242人
年間外来患者延数		520,761人
(3) 一日平均入院患者数		1,003人
一日平均外来患者数		2,131人
(4) ドック利用者延数		2,790人
(5) 主要な建設改良事業		
中央病院改修事業		335,819千円
新庄病院改修事業		1,467千円
新庄病院改築整備事業		3,284,606千円
河北病院改修事業		15,182千円
こころの医療センター改修事業		3,153千円
県立病院医療機器等整備事業		706,736千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 病院事業収益		42,711,341千円
第1項 医 業 収 益		30,446,035千円
第2項 医 業 外 収 益		11,643,028千円
第3項 特 別 利 益		622,278千円
	支	出
第1款 病院事業費用		41,656,429千円
第1項 医 業 費 用		40,627,480千円
第2項 医 業 外 費 用		981,398千円
第3項 特 別 損 失		45,551千円
第4項 予 備 費		2,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,575,481千円は過年度分損益勘定留保資金で補填するものとする。)

	収	入
第1款 病院事業資本的収入		6,350,599千円
第1項 企 業 債		4,202,700千円
第2項 出 資 金		110,210千円
第4項 負 担 金		1,945,937千円
第6項 その他資本的収入		91,752千円
	支	出
第1款 病院事業資本的支出		7,926,080千円

第1項 建設改良費

4,361,495千円

第2項 企業債償還金

3,564,585千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
河北病院配管更新（第1期）工事請負契約	令和3年度から 令和4年度まで	15,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
中央病院改修事業	千円 335,500	借入先との協定による。 工事その他の都合により翌年度に繰り延べて起債することができる。	借入先との協定による。	借入先の貸付条件による。 ただし、財政上の都合により償還年限を短縮し、繰上償還をし、又は低利債に借り替えることができる。
新庄病院改修事業	1,400			
新庄病院改築整備事業	3,166,900			
河北病院改修事業	15,100			
こころの医療センター改修事業	3,100			
県立病院医療機器等整備事業	680,700			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、16,200,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

21,874,973千円

(2) 交 際 費

1,010千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、5,834,860千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第10条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

1 取得する資産

種 類	名 称	数 量
器 械 備 品	脳血管拡大撮影装置（中央病院）	一 式